

一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

当院では特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の「有効成分」を記載した一般名処方を行うことがあります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品の供給がしやすくなります。

外来感染対策向上加算

- ①当院は組織的な感染予防対策につき施設基準の適合を地方厚生局に届け、新興感染症の発生時などに自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第2種協定指定医療機関」に指定されています。
- ②当院では感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ③標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進して行きます。
- ④受診歴の有無に関わらず発熱、その他の感染症を疑われる様な症状の患者様の受入れを行います。
- ⑤感染症の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は一般診療との動線を分けた診療スペースを確保し対応します。
- ⑥院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を定期的を実施します。
- ⑦抗菌については適切な抗菌薬・量・投与期間・投与ルートを選択し抗菌薬の適正使用を実施しています。
- ⑧感染対策に関して基幹病院・医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

上記に伴い下記加算を算定します。

・外来対策感染向上加算 (6点)
(患者様お一人につき、初診、再診関わらず月1回)

また発熱など感染症を疑わせる場合

・発熱患者等対応加算(月1回) (20点)